

事 務 連 絡

令和元年10月16日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第19号に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）
サービスを利用する場合の手続きについて

避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所に避難しサービスを利用する場合は、本来、当該避難者を受け入れる事業所において、事業所所在市町村（避難先市町村）長の同意と、当該避難者の保険者たる市町村（避難元市町村）による事業所指定が必要となるところですが、今般の令和元年台風第19号による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないものとします。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。